

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟
役員候補者選出基準並びに
推薦会議委員に係る要領

昭和 58 年 6 月 1 日 制定

1 役員候補者選出基準

- (1) 別表の区分 1. J A および関連団体に掲げる区域から、役員 of 会員代表として 4 名を選出するものとし、うち理事候補者 3 名・監事候補者 1 名とする。
- (2) 同じく別表の区分 1. J A および関連団体に掲げる区域から、職員の会員代表として 5 名を選出するものとし、全員理事候補者とする。
- (3) 別表の区分 2. 中央会を含む事業連の会員代表から、理事候補者 1 名を選出する。
- (4) 別表の区分 3. J A グループを除く団体の役員代表および職員の会員代表から、理事候補者各 1 名を選出する。
- (5) 会員以外から監事候補者として 1 名を選出する。
- (6) 常勤理事候補者たる理事は、全会員（元会員を含む）のうちから 1 名を選出する。

2 推薦会議委員選出基準

推薦会議委員は、以下の 7 名とする。

- (1) 別表の区分 1. J A および関連団体を代表する者（岩手県農業協同組合協議会）の中から 2 名
- (2) 別表の区分 1. J A および関連団体の分会を代表する者の中から代表 3 名
- (3) 別表の区分 2. 中央会を含む事業連を代表する者の中から 1 名
- (4) 別表の区分 3. J A グループを除く団体を代表する者の中から 1 名

附 則（平成 18 年 4 月 27 日一部改正）

この要項は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日一部改正）

この要項は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 23 日一部改正）

この要項は、平成 26 年 1 月 1 日から遡及施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日一部改正）

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表

役員候補者および推薦会議委員選出区分

区分	区域 (対象区域)	理事候補者 (役員)	理事候補者 (職員)	監事候補者 (役員)	推薦委員 (役員)	推薦委員 (職員)	
(1) J A・ 関連団体	北部	盛岡市玉山区、滝沢市、八幡平市、宮古市、二戸市、久慈市、岩手郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡	3名 ※監事候補者および(2)の理事候補者の所属団体に属する区域を除く	5名 ※極力、役員理事候補者選出の区域を除くものとする	1名 ※理事候補者および(2)の理事候補者の所属団体に属する区域を除く	2名 ※J A協議会を代表する者より	3名 ※分会を代表する者より
	盛岡	盛岡市(玉山区を除く)、紫波郡					
	花巻	花巻市、北上市、遠野市、釜石市、和賀郡、上閉伊郡					
	胆江 気仙	奥州市、大船渡市、陸前高田市、胆沢郡、気仙郡					
	一関	一関市、西磐井郡					
(2) 中央会を含む事業連	岩手県農業協同組合中央会、岩手県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、全国共済農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県厚生農業協同組合連合会	1名			1名		
(3) J Aグループを除く団体	県下の漁業協同組合、森林組合、農業共済組合、土地改良区のほか、それぞれの各県単位連合会及び岩手県農業会議	1名	1名			1名	
(4) 員外監事	会員以外から			1名			
(5) 常勤理事	全会員または会員外から		1名				
計			12名	2名		7名	